



本別町

認定こども園・勇足へき地保育所 入園・入所ガイド

もくじ

1. 子ども・子育て支援新制度とは	1
2. 本別町の教育・保育施設一覧	4
3. 入園・入所申込みについて	
① 認定こども園(教育部分) ※支給認定区分:1号	5
② 認定こども園(保育部分) ※支給認定区分:2号・3号	6
③ へき地保育所	7
4. 利用者負担額(保育料)について	9
5. 多子世帯向け利用者負担額(保育料)一覧表	12
6. 幼児教育・保育の無償化について	14
7. 一時預かり・延長保育・土曜保育について	16
8. 体調不良児への対応について(認定こども園)	17



発行

本別町健康・こども課

令和5年4月

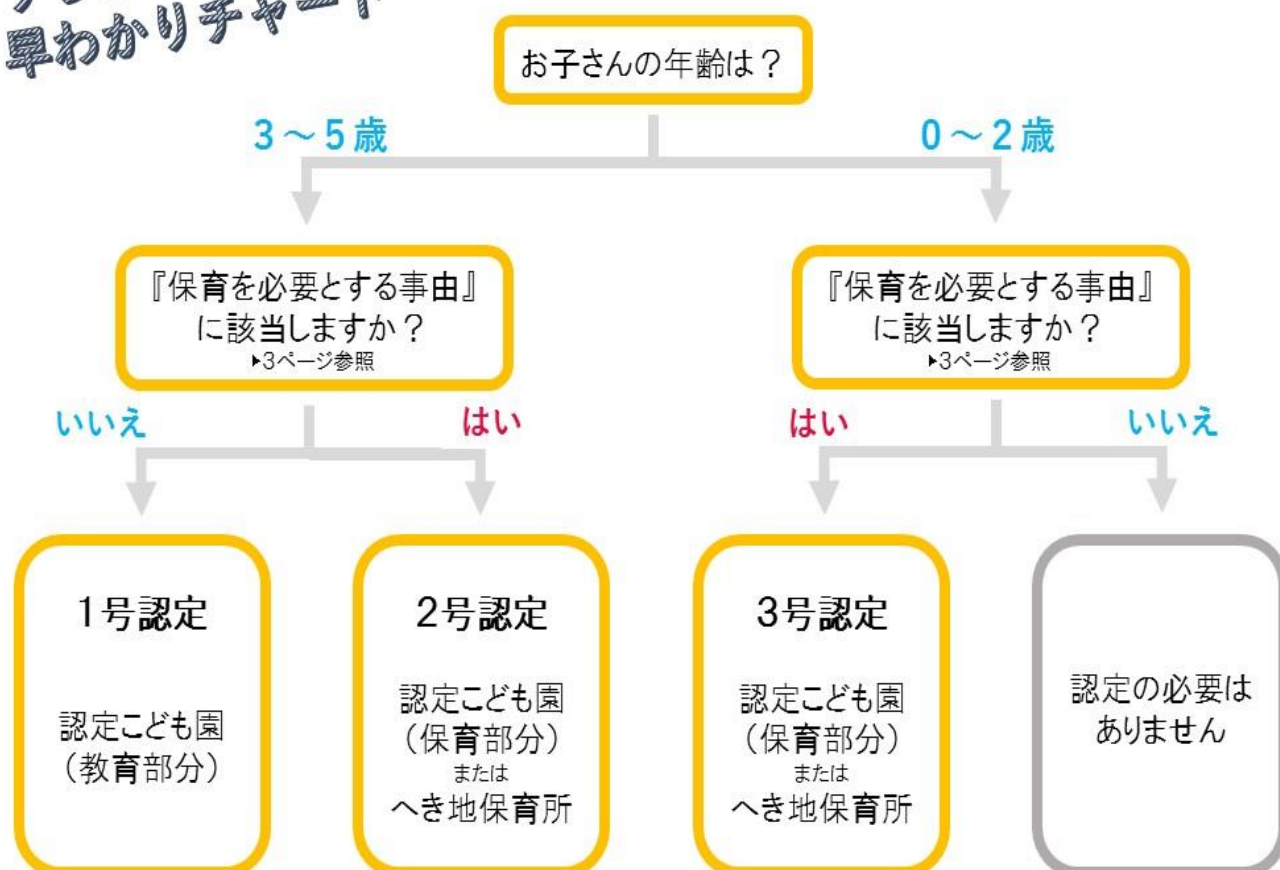
1. 子ども・子育て支援新制度とは

平成27年4月にスタートした子ども・子育て支援新制度では、認定こども園や保育所等の施設を利用する場合には、支給認定の申請が必要です。認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

認定区分	対象となる子ども	本別町で利用できる施設
1号認定	満3歳以上のお子さまで、保育を必要とせず、教育を希望する方	認定こども園(教育部分)
2号認定	満3歳以上のお子さまで、『保育を必要とする事由(▶3頁)』に該当し、保育施設での保育を希望する方	認定こども園(保育部分)
3号認定	満3歳未満のお子さまで、『保育を必要とする事由(▶3頁)』に該当し、保育施設での保育を希望する方	勇足へき地保育所

※ 勇足地区にお住まいで、認定こども園(教育部分)の利用が困難と認められる場合は、特例として勇足へき地保育所に入所することができます。

うちはどうかな？
早わかりチャート



※ 保護者の希望、こども園や保育所などの状況に応じ、保育の必要性の程度を踏まえ、町が利用調整をします。

支給認定

町が提出書類をもとに審査し、該当すると認められる場合に支給認定を行います。お子さまが満3歳に達した際は、支給認定区分が3号認定から2号認定に切り替わりますが、利用者負担額は当該年度の3月までは3号認定のまま変わりません。

保育時間の設定

2号・3号認定を受ける方については、勤務時間などにより『保育標準時間』または『保育短時間』のいずれかを認定します。

こども園では、認定によって、利用できる保育時間が異なります。

認定区分	利用できる保育時間	保育の必要な事由
保育標準時間	最長 11 時間 (午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分)	就労(父母ともに月 120 時間以上)、出産前後、災害復旧、虐待・DVのおそれ など
保育短時間	最長8時間 (午前 8 時 00 分～午後 4 時 00 分)	就労(父母ともに月 64 時間以上でいずれかが 120 時間未満)、求職活動、育児休業等

※ 保育標準時間認定と保育短時間認定では、毎月の利用者負担額(保育料)が異なります。(▶10 頁参照)

※ 勇足へき地保育所は、制度上、保育標準時間または保育短時間の認定をしますが、保育所の利用時間や利用者負担額(保育料)は変わりません。

※ こども園の1号認定の利用時間は午前 8 時 45 分～午後 13 時 30 分です。

支給認定の有効期間と保育時間の認定区分

保育を必要とする事由	有効期間		保育必要量
	2号認定	3号認定	
就 労	小学校就学前まで	満3歳まで	短時間(就労時間 64～119h/月) 標準時間(就労時間 120～/月)
妊 娠・出 産	母子手帳が交付されてから、出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで		標準時間
疾 病・障 害	小学校就学前まで	満3歳まで	標準時間
介 護・看 護	小学校就学前まで	満3歳まで	短時間(介護等時間 64～119h/月) 標準時間(介護等時間 120h～/月)
災 害 復 旧	小学校就学前まで	満3歳まで	標準時間
求 職 活 動	90日を経過する日が属する月の末日まで		短時間
就 学	卒業・修了予定日が属する月の末日まで		短時間(就学時間 64～119h/月) 標準時間(就学時間 120h～/月)
虐 待・D V	小学校就学前まで	満3歳まで	標準時間
育 児 休 業	当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する月の末日まで		短時間
育 児	当該出産に係る子どもが満1歳に達する日の属する月の末日まで		短時間

『保育を必要とする事由』とは

認定こども園(保育部分)・勇足へき地保育所では、保護者全員が次の事由のいずれかに該当することにより、家庭で児童を保育できない場合に、保護者に代わって保育を実施します。

保育を必要とする事由
① 就労(1カ月あたり64時間以上)
② 妊娠・出産
③ 保護者の疾病・障害
④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護
⑤ 災害復旧
⑥ 求職活動(起業準備含む)
⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
⑧ 虐待やDVのおそれがあること
⑨ 育児休業取得中に、すでに保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要
⑩ その他、上記の事由に類する状態として認められる場合

※入園・入所後においても、保育を必要とする事由に変更があった場合には、その都度届け出が必要です。

2. 本別町の教育・保育施設一覧

施設名	住所	TEL	定員	開所時間	受入年齢
認定こども園ほんべつ	南3丁目16番地4	22-2520	165名	午前7時00分 ～ 午後7時00分	6カ月～
勇足へき地保育所	勇足元町6番地	23-2250	34名	午前8時00分 ～ 午後5時15分	満2歳の 4月1日 ～

認定こども園とは

認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の両方の良さを合わせ持つところ です。

保護者が働いている・いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い入れた園を継続して利用できることが大きな特徴です。

また、認定こども園には子育て支援の場として「子育て支援センター」が併設されており、園に通っていないお父さまのご家庭も、子育て相談や親子の交流の場への参加などで利用することができます。

『認定こども園ほんべつ』は、町立中央保育所・町立南保育所・本別カトリック幼稚園の3施設が統合し、本別町の支援を受け、学校法人鉤路カトリック学園が平成29年4月に開設しました。

※ 認定こども園の教育部分は、保育を必要とする事由に該当しない場合でも満3歳以上であれば利用可能ですが、保育部分については、保育園と同様に保育を必要とする事由(▶3ページ参照)に該当することが要件となります。

へき地保育所とは

勇足地区の就学前児童の保育を行う施設として町が設置した認可外保育所です。

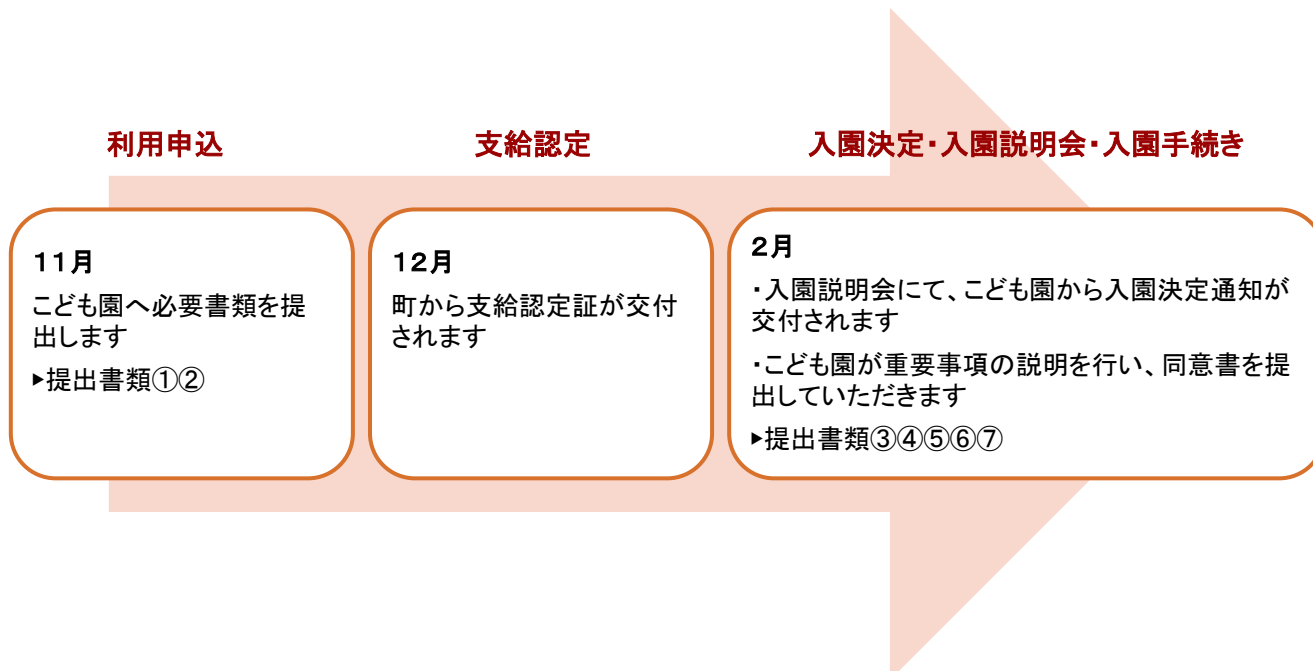
入所には、保育を必要とする事由(▶3ページ参照)に該当することが要件となります。

また、勇足地区にお住まいで、認定こども園(1号認定)の利用が困難と認められる場合、特例として入所することができます。

3. 入園・入所申込みについて

認定こども園(教育部分) ※支給認定区分:1号

✿入園までの流れ



✿申込受付

申し込みは11月頃となります。詳しい日程についてはこども園ホームページおよび町広報誌にてお知らせします。 **年度途中の入園を予定している方も、この期間にお申し込みください。**

この期間にお申し込みされていない方の途中入園は、定員に余裕がある場合、随時受付します。

✿提出書類

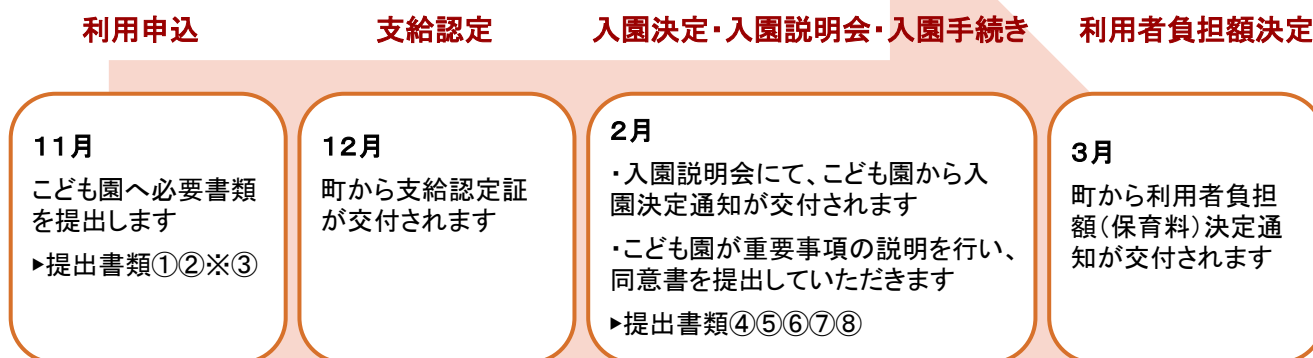
入園申込みに必要な書類は、こども園または役場健康・こども課に用意してあるほか、こども園ホームページからダウンロードすることもできます。(<https://www.kodomoen-honbetsu.com/>)

- ① 認定こども園ほんべつ入園申込書
- ② 支給認定申請書 ※こども園がお預かりし、本別町へ提出します
- ③ 重要事項説明同意書
- ④ 家庭状況調査票
- ⑤ 緊急時連絡・引き渡しカード
- ⑥ 食物アレルギーチェック表
- ⑦ 金融機関の自動口座振替用紙

利用可能な金融機関は、帯広信用金庫本別支店、北洋銀行本別支店、本別町農協、本別郵便局です

(各金融機関の用紙は全てこども園にあります。郵便局のみ、窓口に提出してください。他はこども園に提出してください。)

✿入園までの流れ



✿申込受付

申し込みは11月頃となります。詳しい日程についてはこども園ホームページおよび町広報誌にてお知らせします。**年度途中の入園を予定している方も、この期間にお申し込みください。**

この期間にお申し込みされていない方の途中入園は、定員に余裕がある場合、随時受付します。

※ ならし保育について…入園後、お子さまが無理なくこども園での生活に慣れるために、通常の保育時間を短縮して「ならし保育」を行います。

- (1)ならし保育は、原則7日間(就労初日・土日祝日を含まない)とします。
- (2)就労予定の方や、育児休業明けの方は、ならし保育の初日が入園日及び支給認定日となります。
- (3)ならし保育期間でも利用者負担額(保育料)はかかります。
- (4)4月1日新入園の場合は、3月中からのならし保育は行いませんのでご注意ください。4月1日から原則1週間程度のならし保育を行います。

✿提出書類

入園申込みに必要な書類は、こども園または役場健康・こども課に用意してあります。また、こども園ホームページからダウンロードすることもできます。<https://www.kodomoen-honbetsu.com/>

- ①認定こども園ほんべつ入園申込書
- ②支給認定申請書 ※こども園がお預かりし、本別町へ提出します
- ③保護者が保育をできないことを証明する書類(▶8ページ参照)

※ 2号・3号で5月以降に入園を希望される場合、入園時期が近くなりましたら就労証明書提出のご案内をしますので、①②のみ提出してください。

- ④重要事項説明同意書
- ⑤家庭状況調査票
- ⑥緊急時連絡・引き渡しカード
- ⑦食物アレルギーチェック表
- ⑧金融機関の自動口座振替用紙

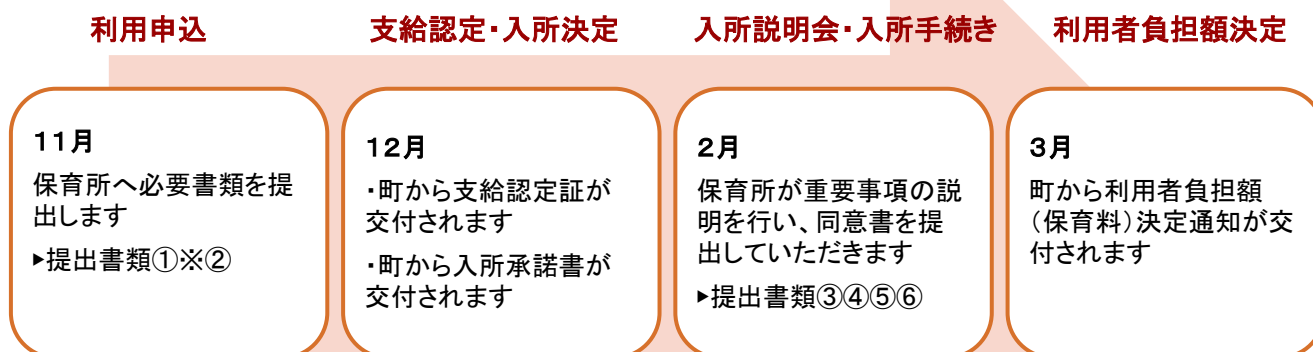
利用可能な金融機関は、帯広信用金庫本別支店、北洋銀行本別支店、本別町農協、本別郵便局です

(各金融機関の用紙は全てこども園にあります。郵便局のみ、窓口にて提出してください。他はこども園に提出してください。)

✿入園基準

入園できる児童は、保育を必要とする事由(▶3ページ参照)のいずれかに該当する家庭の児童です。

✿入所までの流れ



✿申込受付

申し込みは11月頃となります。詳しい日程については町ホームページおよび町広報誌にてお知らせします。**年度途中の入園を予定している方も、この期間にお申し込みください。**

この期間にお申し込みされていない方の途中入所は、定員に余裕がある場合、随時受付します。

※ ならし保育について…入園後、お子さまが無理なくこども園での生活に慣れるために、通常の保育時間を短縮して「ならし保育」を行います。

- (1)ならし保育は、原則7日間(就労初日・土日祝日を含まない)とします。
- (2)就労予定の方や、育児休業明けの方は、ならし保育の初日が入所日及び支給認定日となります。
- (3)ならし保育期間でも利用者負担額(保育料)はかかります。
- (4)4月1日新入所の場合は、3月中からのならし保育は行いませんのでご注意ください。4月1日から原則1週間程度のならし保育を行います。

✿提出書類

入所申込みに必要な書類は、役場健康・こども課または勇足へき地保育所に用意してあります。また、町ホームページからダウンロードすることもできます。[\(https://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/\)](https://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/)

- ① 支給認定申請書(入所申込書を兼ねています)
- ② 保護者が保育をできないことを証明する書類(▶8ページ参照)
 ※ 2号・3号で5月以降に入園を希望される場合、入園時期が近くなりましたら就労証明書提出のご案内をしますので、①のみ提出してください。

- ③ 児童生活調査票
- ④ 児童表
- ⑤ 食物アレルギーチェック表
- ⑥ 預金口座振替依頼書

利用可能な金融機関は、帯広信用金庫、北洋銀行、郵便局、本別町農協です

(各金融機関へ提出してください。郵便局のみ、専用用紙が窓口に用意してあります。)

✿入所基準

入所できる児童は、保育を必要とする事由(▶3ページ参照)のいずれかに該当する家庭の児童です。また、市街地が遠いため認定こども園(1号認定)の利用が困難と認められる場合は、特例として入所することができます。

保護者が保育をできないことを証明する書類

保育を必要とする理由		必要書類
就労(予定)	雇用されている方	就労証明書
	自営業の方	
出 産	出産前後	母子手帳の写し
育休(育児)	既に保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合	就労証明書 ※ 育児休業期間を明記してください ※ 自営業などで、育児休業制度の無い方も、お子さまが1歳になる月の末日までは育児休業と同じ取扱いができます
疾 病 等	疾病・負傷・障害等	診断書または医師等の意見書など、保育の必要性を証明する書類
介 護	親族の介護・看護	
災 害 復 旧	災害復旧	罹災証明書の写し
就 学	就学	就学証明書
求 職	求職活動(起業準備を含む)	求職活動申告書
そ の 他	災害復旧・虐待やDVのおそれがあること、上記の事由に類する状態として認められる場合	保育の必要性を証明する書類

※ 上記の書類は、直近3カ月以内のものが必要となります。途中入園・入所を希望する方は、時期に合わせて健康・こども課から提出のご案内をします。

※ 入園・入所後においても、保育を必要とする事由に変更があった場合には、その都度届け出が必要です。

※ 保育の必要性を確認するため、年に一度、現況届の提出をお願いします。

4. 利用者負担額(保育料)について

◆利用者負担額(保育料)の算定について

- (1)利用者負担額(保育料)は、3号認定子どものみ徴収し、その額は原則としてお子さまの父母の市町村民税額の合算により算定されます。ただし、家庭状況によっては、児童と生計を同一にする世帯員(祖父母など)の課税額により算定する場合があります。
- (2)利用者負担額(保育料)算定の基礎となる市町村民税が6月に決定することから、毎年9月が利用者負担額(保育料)の切り替え時期になります。4月～8月は前年度の市町村民税で、9月～3月は当該年度の市町村民税で算定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額より算定 (前々年分の所得に基づく課税額)					当年度の市町村民税額より算定 (前年分の所得に基づく課税額)						

- (3)市町村民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して計算し、利用者負担額(保育料)を決定します。
- (4)政令指定都市の場合、平成30年度より市民税額の税率が6%から8%へ変更となりましたが、利用者負担額の算定においては6%の税率を用いて算出します。
- (5)市町村民税の申告のない世帯や、税証明の提出が必要であるにも関わらず提出のない世帯については、利用者負担額(保育料)の階層判定を行うことができないため、最高階層に決定します。その場合、市町村民税の申告や税の証明書類を提出することにより、階層決定を行った月に遡って課税状況に応じた利用者負担額(保育料)に変更します。

◆利用者負担額(保育料)の無償化について

無償となる期間は、原則満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

お子さまが満3歳に達した際は、支給認定区分が3号認定から2号認定に切り替わりますが、利用者負担額は当該年度の3月までは3号と同額を適用します。

世帯の階層区分		利用者負担額(円)	
		3歳未満児 (3号認定子ども)	
区分	定義	標準	短時間
第1	生活保護世帯等	0	0
第2	非課税世帯	0	0
第3	所得割 16,200 円未満	9,700	9,400
第4	所得割 32,400 円未満	11,400	11,000
第5	所得割 48,600 円未満	13,200	12,800
第6	所得割 64,700 円未満	15,000	14,500
第7	所得割 80,800 円未満	17,400	16,800
第8	所得割 97,000 円未満	19,800	19,200
第9	所得割 115,000 円未満	22,200	21,500
第10	所得割 133,000 円未満	24,200	23,400
第11	所得割 151,000 円未満	26,300	25,500
第12	所得割 169,000 円未満	28,400	27,500
第13	所得割 185,500 円未満	30,500	29,500
第14	所得割 202,000 円未満	31,600	30,600
第15	所得割 218,500 円未満	32,800	31,800
第16	所得割 235,000 円未満	34,000	32,900
第17	所得割 251,500 円未満	35,200	34,100
第18	所得割 268,000 円未満	36,400	35,300
第19	所得割 284,500 円未満	37,600	36,400
第20	所得割 301,000 円未満	38,800	37,600
第21	所得割 301,000 円以上	40,000	38,800

世帯の階層区分		利用者負担額(円)
区分	定義	2歳児
第1	生活保護世帯等	0
第2	非課税世帯	0
第3	所得割16,200円未満	5,100
第4	所得割32,400円未満	6,600
第5	所得割48,600円未満	8,200
第6	所得割64,700円未満	9,900
第7	所得割80,800円未満	12,000
第8	所得割97,000円未満	14,200
第9	所得割97,000円以上	16,300

※ 入所年度の4月1日に3歳に達しているお子さまは、利用者負担額を徴収しません。

※ 給食費については14ページをご覧ください。

利用者負担額(保育料)の減免について

次の世帯に該当する場合、3号認定子どもにかかる利用者負担額(保育料)の軽減措置があります。

内 容	金 額
18歳以下のお子さまが3人以上いる場合	第3子以降は無料
ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯で所得割の額が77,101円未満の場合	第1子 基準額から1,000円控除した額の半額または3号認定は9,000円のいずれか低い額 第2子以降無料
きょうだい2人以上入園している場合	第2子は基準額の半額 第3子以降は無料
所得割の額が169,000円未満の場合	第2子以降は無料

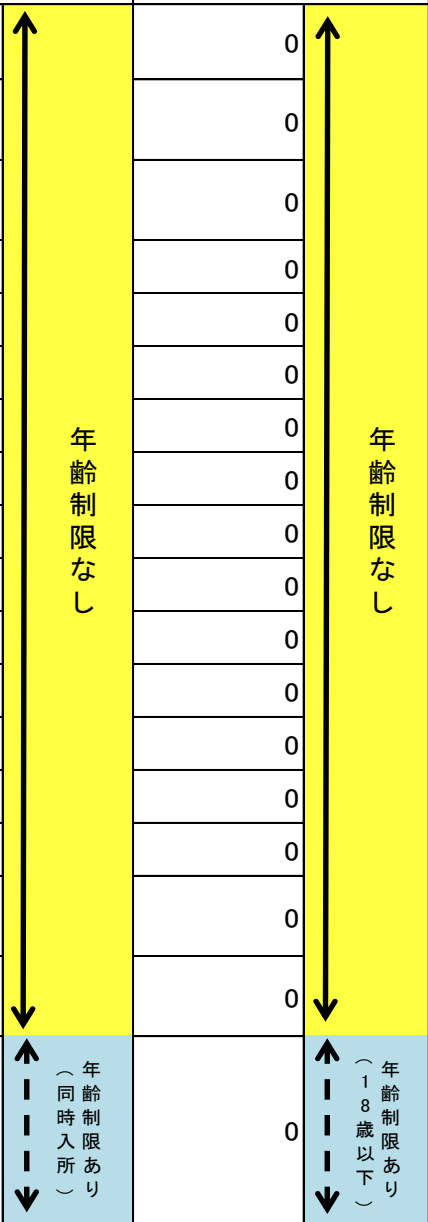
▶12、13ページの多子世帯向け利用者負担額(保育料)一覧表も参考にしてください

5. 多子世帯向け利用者負担額(保育料)一覧表

認定こども園(保育部分) ※支給認定区分:3号

区分	定義	利用者負担額(円)						
		第1子		第2子		標準・短時間共通	第3子以降	
		標準	短時間	標準	短時間		標準	短時間
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	↑ 年齢制限なし ↓	0	↑ 年齢制限なし ↓
第2	非課税世帯	0	0	0	0		0	
第3	市町民税所得割16,200円未満	9,700	9,400	0	0		0	
	ひとり親世帯等	4,350	4,200	0	0		0	
第4	市町民税所得割32,400円未満	11,400	11,000	0	0		0	
	ひとり親世帯等	5,200	5,000	0	0		0	
第5	市町民税所得割48,600円未満	13,200	12,800	0	0		0	
	ひとり親世帯等	6,100	5,900	0	0		0	
第6	市町民税所得割57,700円未満	15,000	14,500	0	0		0	
	ひとり親世帯等	7,000	6,750	0	0		0	
	市町民税所得割64,700円未満	15,000	14,500	0	0		0	
	ひとり親世帯等	7,000	6,750	0	0		0	
第7	市町民税所得割77,101円未満	17,400	16,800	0	0		0	
	ひとり親世帯等	8,200	7,900	0	0		0	
	市町民税所得割 80,800円未満	17,400	16,800	0	0		0	
第8	市町民税所得割 97,000円未満	19,800	19,200	0	0		0	
第9	市町民税所得割115,000円未満	22,200	21,500	0	0		0	
第10	市町民税所得割133,000円未満	24,200	23,400	0	0		0	
第11	市町民税所得割151,000円未満	26,300	25,500	0	0		0	
第12	市町民税所得割169,000円未満	28,400	27,500	0	0		0	
第13	市町民税所得割185,500円未満	30,500	29,500	15,250	14,750		↑ 年齢制限あり(同時入所) ↓	
第14	市町民税所得割202,000円未満	31,600	30,600	15,800	15,300	0		
第15	市町民税所得割218,500円未満	32,800	31,800	16,400	15,900	0		
第16	市町民税所得割235,000円未満	34,000	32,900	17,000	16,450	0		
第17	市町民税所得割251,500円未満	35,200	34,100	17,600	17,050	0		
第18	市町民税所得割268,000円未満	36,400	35,300	18,200	17,650	0		
第19	市町民税所得割284,500円未満	37,600	36,400	18,800	18,200	0		
第20	市町民税所得割301,000円未満	38,800	37,600	19,400	18,800	0		
第21	市町民税所得割301,000円以上	40,000	38,800	20,000	19,400	0		

区分	定義	利用者負担額(円)		
		第1子	第2子	第3子以降
第1	生活保護世帯	0	0	0
第2	非課税世帯	0	0	0
第3	市町民税所得割16,200円未満	5,100	0	0
	ひとり親世帯等	2,050	0	0
第4	市町民税所得割32,400円未満	6,600	0	0
	ひとり親世帯等	2,800	0	0
第5	市町民税所得割48,600円未満	8,200	0	0
	ひとり親世帯等	3,600	0	0
第6	市町民税所得割57,700円未満	9,900	0	0
	ひとり親世帯等	4,450	0	0
	市町民税所得割64,700円未満	9,900	0	0
第7	市町民税所得割77,101円未満	12,000	0	0
	ひとり親世帯等	5,500	0	0
第8	市町民税所得割 80,800円未満	12,000	0	0
	市町民税所得割 97,000円未満	14,200	0	0
第9	市町民税所得割169,000円未満	16,300	0	0
	市町民税所得割169,000円以上	16,300	8,150	0



- ※ 4月分から8月分までの利用者負担額の算定は前年度分、9月分から3月分までの利用者負担額の算定は当該年度分の市町村民税により行います。
- ※ 市町村民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻して計算し、利用者負担額を決定します。
- ※ ひとり親世帯等とは以下の世帯を指します
 - (1) ひとり親世帯(同居親族がいる場合など対象外となることがあります。)
 - (2) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のいる世帯
 - (3) 特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者のいる世帯
 - (4) その他生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認める者のいる世帯

6. 幼児教育・保育の無償化について

認定こども園・へき地保育所の利用

3～5歳児クラスの全ての子どもが無償化の対象です

- ◇ 無償となる期間は、原則満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。ただし、1号認定子どもは、満3歳の誕生日からこども園に入園できますが、入園時から(4月1日を迎える前であっても)無償化の対象となります。
- ◇ 実費負担となっているカラー帽子、粘土、作品ファイル等の費用は、これまでどおり保護者負担となります。
- ◇ 0～2歳児クラスのお子さまは原則無償化の対象外ですが、世帯の収入やきょうだいの状況等により、利用者負担額(保育料)が0円となる場合があります。(▶12、13 ページの多子世帯向け利用者負担額(保育料)一覧表をご参照ください。)
- ◇ 認定こども園または勇足へき地保育所の利用にあたっては、無償化にともなう手続きは必要ありません。

給食の提供にかかる食材料費は、本別町が助成します

- ◇ 1号認定子ども及び2号認定のお子さまの食材料費は、すべて本別町が助成します。
- ◇ 3号認定子どもについては、以下のとおりです。
認定こども園ほんべつ
食材料費は利用者負担額(保育料)に含まれているため、別途徴収することはありません。
勇足へき地保育所
食材料費(給食費)は、別途徴収することになりますが、以下のいずれかに該当する場合は本別町が助成します。
 - (1) 生活保護世帯の子ども
 - (2) 市町村民税非課税世帯の子ども
 - (3) 市町村民税所得割課税額が169,000円未満であって、第2子以降の子ども
 - (4) 18歳以下のみカウントして第3子以降の子ども
- ◇ 助成を受けるためには申請が必要となりますので、入園・入所手続きの際にご案内します。

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、保育料とともに認定こども園(1号)の預かり保育や子育て支援センターの一時保育事業等の利用料も無償化の対象となりました。

無償化の対象となる方、対象となる事業

施設等利用 給付認定区分	保育の 必要性	認定要件	対象施設	無償化上限額 (月額)	備考
新2号認定	有	3歳児以上(3歳の誕生日を過ぎて最初の4月1日以降)の 保育の必要性がある 子ども	認定こども園(1号)が行う預かり保育事業	11,300円 ※利用日数に応じて、月額 の上限額が変動します (450円×利用日数)	保育所、認定こども園に入所していない方が対象です。
			子育て支援センターが行う一時保育事業 ファミリー・サポート・センター事業(すきやきたい) ※送迎のみは対象外	37,000円	
新3号認定	有	3歳児未満(0歳から3歳の誕生日を過ぎて最初の3月31日まで)で 保育の必要性があり、住民税非課税世帯 の子ども	認定こども園(1号)が行う預かり保育事業	16,300円 ※利用日数に応じて、月額 の上限額が変動します (450円×利用日数)	保育所、認定こども園に入所していない方が対象です。
			子育て支援センターが行う一時保育事業 ファミリー・サポート・センター事業(すきやきたい) ※送迎のみは対象外	42,000円	

※無償化の対象となるのは、両親ともに保育の必要性の認定基準に該当する方です。保育の必要性の認定基準につきましては(▶3ページ)をご参照ください。

認定を受けるためには、申請が必要です。

- ◇ 「施設等利用給付認定申請書」に必要事項を記載し、役場健康・子ども課に提出してください。(こども園または保育所に用意してあります。)
- ◇ 申請書提出の際には「保育の必要性の認定基準」に該当することを確認できる書類を添付してください。(就労証明書、母子手帳の写し等)
- ◇ 翌年度以降も引き続き保育の必要性を有していることを確認するため、毎年現況の確認を行います。

7. 一時預かり・延長保育・土曜保育について

一時預かり 【1号認定(教育利用)のこども園在園児が利用できます】

保護者の方の断続的な労働、職業訓練、介護などの場合や傷病、災害・事故、ボランティア活動など、緊急・一時的な場合において保育が必要と認められる時に、一時的に保育を受けることができる制度です。また1号認定の緊急の場合(急病、緊急やむを得ない場合)のみ、在園児の兄姉(小学校2年生まで)のお子さまの利用を認めます。

利用可能時間	通常	午前7時00分～午前8時45分までと 午後1時30分～午後7時00分まで
	長期休業日中 (月～土曜日)	午前7時00分～午後7時00分まで
利用料金		100円/30分

※ 一時預かり事業でお子さまをお預かりする場合、保育士等資格が必要であり、保育士等の人員確保の観点から、1日の利用者数を10人までと制限させていただきます。

延長保育 【2号・3号認定(保育利用)のこども園在園児が利用できます】

利用可能時間	保育短時間認定	午前7時00分～午前8時00分までと 午後4時00分～午後7時00分まで
	保育標準時間認定	午前7時00分～午前7時30分までと 午後6時30分～午後7時00分まで
利用料金		100円/30分

土曜保育 【こども園またはへき地保育所の在園児が利用できます】

土曜保育は認定こども園で行っておりますが、勇足へき地保育所へ入所しているお子さまも利用することができます。

1号認定(こども園教育部分)		終日有料 100円/30分
2号・3号認定 (こども園保育部分)	保育短時間認定	午前8時00分から午後4時00分を超えて預ける場合 100円/30分
	保育標準時間認定	午前7時30分から午後6時30分を超えて預ける場合 100円/30分
勇足へき地保育所に入所しているお子さま		午前8時00分から午後5時15分を超えて預ける場合 100円/30分 給食代 200円(無償化対象外児童のみ)

8. 体調不良児への対応について(認定こども園)

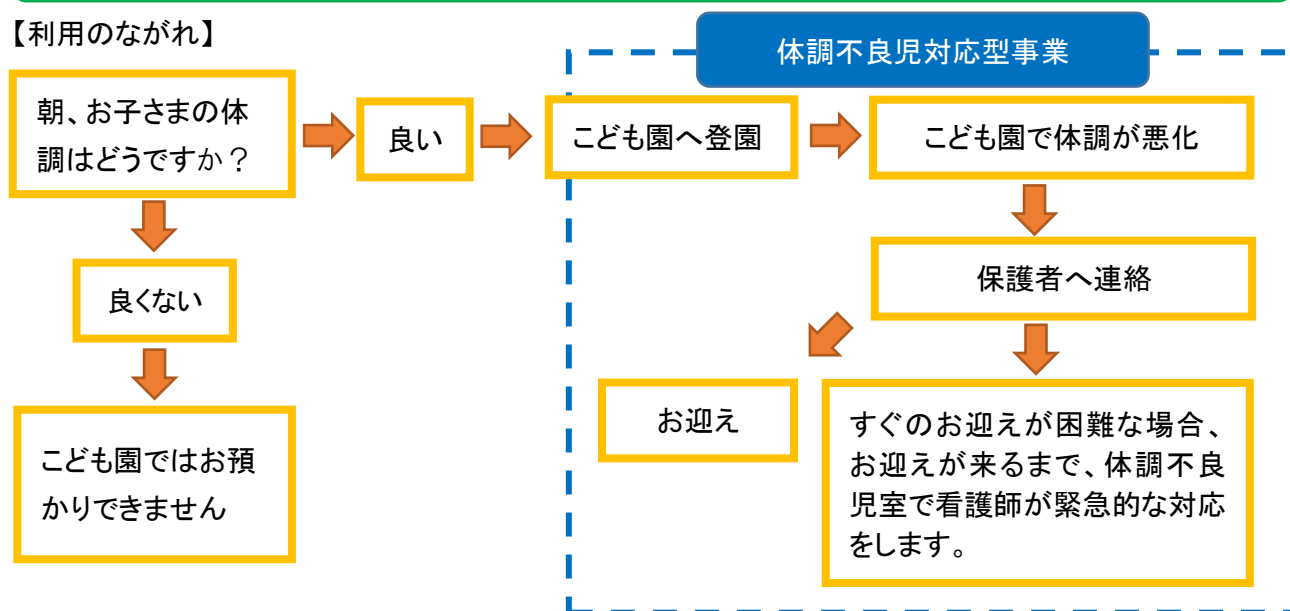
「体調不良児対応型」事業とは

保育中に微熱を出すなど「体調不良」となったお子さまを、保護者がお迎えに来られるまでの間、体調不良児室において、こども園の看護師がケアをするサポートシステムです。登園前からの体調不良児は対象となりません。

実施している施設	認定こども園ほんべつ
利用場所	認定こども園ほんべつ 体調不良児室
利用できる児童	認定こども園ほんべつに入園している園児
利用定員	2人
利用できる日時	保育中の児童が体調不良となった当日で、相談により午後5時30分まで (土曜・日曜・祝日・年末年始はお休み)
利用料金	無料
対応可能な症例	発熱・発疹・咳・鼻水・のどの痛み・腹痛・下痢・吐き気・嘔吐・頭痛等
対応できない症例	水ぼうそう・おたふくかぜ・はしか等の感染性疾患の疑い、喘息等の慢性疾患および骨折等の外傷性疾患の疑いなど(疑いがある場合は、すぐのお迎えをお願いします。)

利用にあたっての留意事項

【利用のながれ】



【基本的事項】

- (1) 登園前からの体調不良児はお預かりできません。
- (2) 下痢、嘔吐の状況によっては対応できない場合もあります。(特に感染性胃腸炎流行時など)
- (3) お子さまの状況、他のお子さまとの病気の組み合わせ等で、お預かりできない場合があります。

【預かり中の病状の変化】

預かり中、症状が悪化(高熱、急変)した場合には、その時点で保護者にお迎えをお願いします。

～お問い合わせ～

学校法人釧路カトリック学園
幼保連携型認定こども園ほんべつ

〒089-3314
中川郡本別町南3丁目16番地4
TEL 0156-22-2520
FAX 0156-22-2509
E-mail genkidesu@f1.octv.ne.jp

本別町立勇足へき地保育所

〒089-3281
中川郡本別町勇足元町6番地
TEL 0156-23-2250
FAX 0156-23-2250
E-mail
jidou@town.honbetsu.hokkaido.jp

本別町役場健康・こども課

〒089-3392 中川郡本別町北2丁目4番地1
TEL 0156-22-8130 FAX 0156-22-5950
E-mail kmiraik@town.honbetsu.hokkaido.jp

